

藍住町国民健康保険に加入している方へ

産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定又は出産した方で藍住町国民健康保険に加入している方
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

保険税減額の概要

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			出産(予定)月			
多胎の方			出産(予定)月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年税額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

届出に必要な書類

次の書類を町健康推進課までご提出ください。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書
- ② 母子健康手帳など（出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類）
- ③ 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※別世帯の方が届出を行う場合、世帯主からの委任状が必要です。

問合せ先

届出に関すること 健康推進課(☎088-637-3115)
保険税に関すること 税務課(☎088-637-3117)